

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第48号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表 1 甲類経済局の項を削る。

別表 3 丙類教育委員会事務局の項中

「

エプロン（料理用）（3 着）	2年
エプロン（洗い場用）	3年
靴（配膳用）	3年

を

」

「

エプロン（料理用）	2年
エプロン（ウエットシステ	1年

」

ム・ドライ用)		に改める。
エプロン (洗い場用)	3年	
靴 (配膳用)	3年	

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。